

指定文化財紹介（抜粋）

菊池松籬子能場（県指定・23）菊池



江戸時代、寛政8年（1796）に再建された国指定重要無形民俗文化財である松籬子御能が演じられる専用の能舞台。もともとあった常舞台が焼失したため、仮設舞台で演じられていたが、藩への願い出により常設舞台設置が許可された。正面には県指定天然記念物の「將軍木」がある。

孔子堂跡（市指定・48）菊池



21代菊池重朝が菊池の文教を奨励するため、孔子と門人である十哲の像を祭る孔子堂をこの地に建立したことを記念して建てられたものである。現在は移設され、高野瀬の市老人福祉センター敷地内にこの石碑が建てられている。

円通寺の石門（県指定・4）旭志



円通寺は、菊池氏初代の則隆が延久2年（1072）に創建したもので、山城の国（現在の京都の一部）の大宝山円通寺を再現したものと伝えられている。現在の寺は江戸時代末に復興されたもので、石門はその際に寺の入口に建てられたものである。

愛染明王像（市指定・10）七城



菊池十八外城である打越城の入口に、像を祭るお堂が建てられている。
明王は恐ろしい様相をしているが、愛で染めるといことから、家庭円満の仏様として祭られている。

宣頓寺の大掠（市指定・99）泗水



合志氏の菩提寺である宣頓寺の境内にあり、枝張りは東西約19m、南北15mで、樹齢は800年と推定される。昭和43年には「明治百年記念木」に指定された名木。

湯舟神楽（市指定・114）旭志



湯舟地区、矢護神社の伝統芸能で、合志神楽に属している。舞は8座で構成されており、明治11年始まったと伝えられ、年4回の奉納が行われている。